

庄内町告示第128号

令和3年度庄内町飲食店等にぎわい応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町飲食店等にぎわい応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（次条において「感染症」という。）の感染拡大の影響を受ける町内の飲食店等の振興により地域経済の活力を維持するため、当該飲食店等を対象としたにぎわい応援事業を実施する庄内マルシェスタンプラリー実行委員会（次条及び第7条において「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町飲食店等にぎわい応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、実行委員会が飲食店等を対象とした感染症への感染防止対策の促進及び感染症の拡大により低下した消費の喚起を図るために実施するにぎわいづくりを応援する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 報償費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 広報費
- (8) 手数料（金融機関に対する振込手数料を除く。）
- (9) 外注費
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 会議等の茶菓代以外の飲食費
- (2) 視察及び研修を目的としない旅費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、30万円を限度とする。この場合において、

当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書 (様式第1号)

(2) 収支予算書 (様式第2号)

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書 (様式第1号)

(2) 収支精算書 (様式第2号)

(3) チラシ及び写真その他飲食店等にぎわい応援事業の実施状況が分かる書類

(概算払)

第7条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた実行委員会は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町飲食店等にぎわい応援事業補助金概算払請求書 (様式第3号) を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事 業 内 容	
3 事 業 費 等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

庄内町長 宛

住 所
団体名
代表者氏名 ⑩
電話

令和3年度庄内町飲食店等にぎわい応援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町飲食店等にぎわい応援事業補助金について、令和3年度庄内町飲食店等にぎわい応援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			